最近の他議会の取組事例

令和７年度及び令和８年度における都道府県議会での取組をいくつか例示すると次のとおりである。

＜広報・広聴費＞

○ インターネットを利用した情報発信を行った場合、充当対象の動画又は投稿を特定できる資料を領収書と共に提出することとした（富山県議会）

○ 政務活動とそれ以外の議員活動が特定できない場合、按分率の上限を 1/2 とした（愛媛県議会）

○ 広報紙発行前の事務局への確認を手引に明記、充当に適さない内容例示（政党活動、後援会活動等）（長崎県議会）

＜事務所費＞

○ 事務所費に係る規定の整備（事務所の火災保険料、除雪費、警備委託料）（山形県議会）

○ 事務所状況報告書に、事務所費の按分率が 100％の場合、政務活動以外の活動を行う事務所名と住所を記載するよう様式変更（福井県議会）

＜事務費＞

○ 備品購入の場合に写真添付票の提出を規定（福井県議会）

＜その他＞

○ 物品購入における取得ポイントの取り扱いを規定（宮城県議会）

○ 政務活動費の支出に伴い取得したポイントについて、政務活動費に利用するよう努めることを明記（鳥取県議会）

○ キャッシュレス決済における実費を合理的に示すことができる資料を提出することで充当可能とした（長崎県議会）

○ 政務活動費の書類作成から議長提出までの事務作業を効率的に行うためのオンライン申請システムを導入（埼玉県議会）

資 料

最近の他議会の取組事例～政務活動費のオンライン化について～

１　現状

地方自治法の改正（令和５年５月８日公布、令和６年４月１日施行）により、政務活動費に係る収支報告は、電磁的記録でも議長に提出できることになった。

この改正を受け、地方議会の中には、収支報告書と領収書その他証拠書類及び各種届出について電磁的記録で処理することとし、政務活動費のシステムを導入して、オンライン化を進める議会が出てきている。

２　本県議会の状況

令和５年度の団長会申し合わせにより、当面、書面により議長に収支報告書等を提出することとした。

３　システムについて

政務活動費のシステムは、支出伝票の作成から最終的な収支報告書等の議長提出までの事務作業をオンライン化し、議員及び事務局双方の事務の効率化を図るためのものである。

４　先行導入議会

埼玉県議会において、政務活動費に特化したクラウド型オンライン申請システムについて、２年間の実証実験の後、本年４月から本格導入した。

５　システム導入の効果（議会局聞き取り）

- 議員から事務局に提示された支出伝票等の記載漏れや誤記載などの修正が必要な場合、電子上でやり取りができるため、修正に要する時間が短縮された。
- 時間や場所を気にせずに処理が可能なため、会派内や事務局とのやり取りがスムーズになった。
- 修正経過が履歴として残るため、修正箇所や内容が分かりやすくなった。
- 会派及び議員と事務局間の連絡の時間や労力が軽減された。
- 事務局の負担も軽減された。

（R8.10.13 政務活動費連絡会配布資料）

参考資料

